

# 飯島町男女共同参画プラン

## 心をつなぐまちづくり5

このプランは、男女共同参画のまちづくりをめざして、住民・事業所・町がそれぞれの役割を定め、みんなが力を合わせてまちづくりに取り組む計画です。



実施期間

**平成31年度～平成35年度**

(2019.4.1～2024.3.31)

**飯島町**

平成31年3月作成

# 飯島町男女共同参画プラン

## 心をつなぐまちづくり 5

### I 策定の趣旨

飯島町では、平成 11 年策定の「飯島町女性プラン」から、「飯島町男女共同参画プラン～心をつなぐまちづくり4～」まで、20 年にわたり、男女共同参画社会を目指した施策を行ってきました。

高齢化・少子化・情報化等、目まぐるしく変わる社会情勢の中、女性をはじめとする多様な人材が、その能力を十分に発揮し、社会に参画することの重要性は、ますます大きくなっています。

また、2015年に国連で採択された「2030年までの達成を目指す17の目標」(SDGs)の中でもあらゆる人々の活躍の推進が掲げられています。

男女共同参画というと、とかく女性の問題としてとらえられてしまいがちですが、少子化が進み、男性が介護を抱えるケースも多くなっていく中、声を上げづらい男性に対しての相談窓口や、支援体制、周囲の理解なども重要です。

国では、平成 27 年 12 月に第 4 次男女共同参画基本計画が閣議決定され、女性にとっても、男性にとっても生きやすく、多様性を認める社会をめざしています。なお、この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)第 6 条に基づく推進計画として位置づけます。

長野県では、長野県男女共同参画社会づくり条例に基づいて、平成 28 年 2 月に「第 4 次長野県男女共同参画計画」を策定し、女性の活躍支援や、ワークライフバランス(仕事と生活の調和)などを重点にし、さらに男女共同参画を推進する取組みがされています。

本計画は、こうした情勢を踏まえ、「飯島町第 5 次総合計画」との整合性をはかり、男女がお互いに理解協力しながら、あらゆる分野に参画して、ともにパートナーとして支え合う社会を目指します。そして、誰もが自信と希望を持って、いきいきと生活できる豊かなまちづくりを進めるために、行政の行うこと、町民の皆さんに実践していただきたいことを記してあります。また、今回新たな具体的な目標として「防災における男女共同参画の推進」をくわえ、ここに「飯島町男女共同参画プラン～心をつなぐまちづくり5～」を策定します。

### II 計画の期間

本計画の期間は平成 31 年度から平成 35 年度までの5年間とします。

### III 基本方針

私たちが生活する上で人権に関わる色々な問題がありますが、その一つが性差による差別です。「男は仕事、女は家庭」といった男女を固定的にとらえた性別役割分担が、様々な制度や慣習などによって、社会的・文化的に形成され現在に至っています。

そういった、慣習・考え方により生きづらさを感じている方がいまだにいることも実態調査等の結果から見えています。

男女がお互いに理解協力しながら、あらゆる分野で協働し、それぞれの能力や個性を発揮して社会的な責任を担えるようにしていくとともに、多様な生き方を選択できるようにするためにプラン4から引き続き、次の3つの基本目標をすえ、行政と町民が互いに協力することで、誰もが自信と希望を持って、いきいきと生活できる豊かなまちづくりを実践していきましょう。

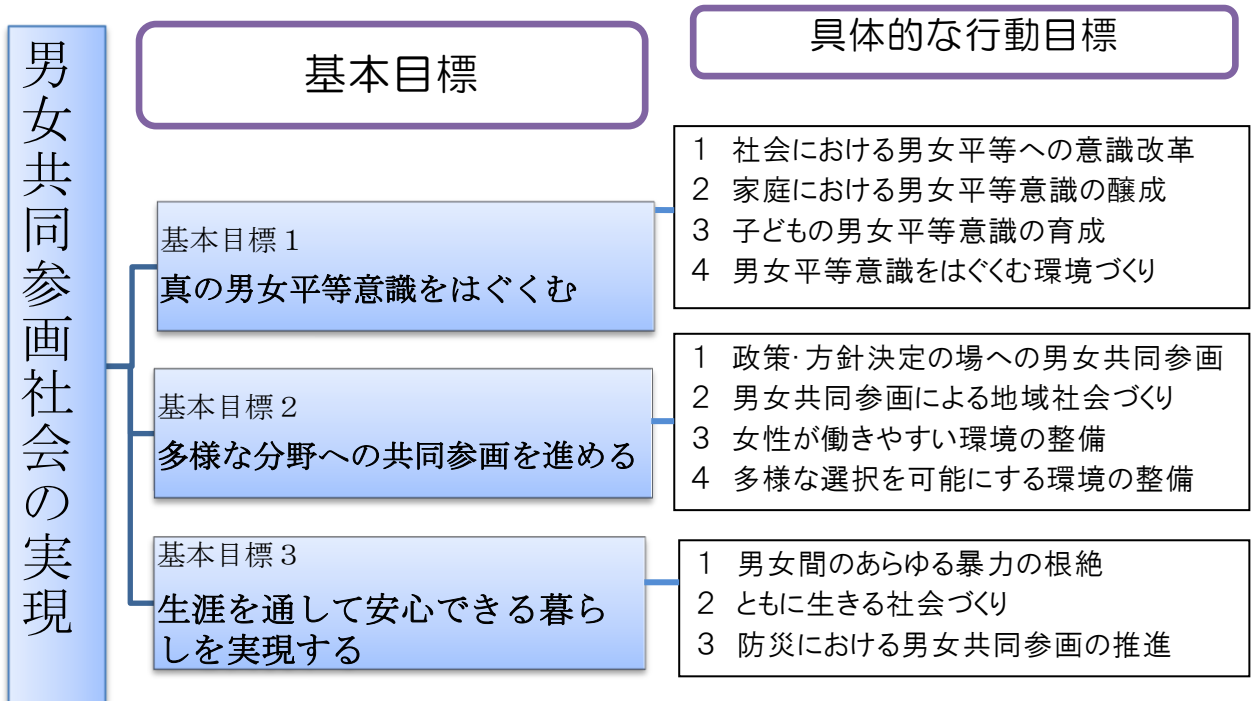
## 基本目標

**基本目標 1 真の男女平等意識をはぐくむ**

**基本目標 2 多様な分野への共同参画を進める**

**基本目標 3 生涯を通して安心できる暮らしを実現する**

## 体系図



## 基本目標 1 真の男女平等意識をはぐくむ

### 1 社会における男女平等への意識改革

#### 行政及び関係機関が行うこと

- (1) 男女共同参画社会推進のための啓発
  - ① 広報「いいじま」、CATV「いいじま未来飛行」町のホームページによる啓発
  - ② パンフレット等の作成、配布
  - ③ 男女共同参画プランの啓発活動
  - ④ 出前講座による啓発
  - ⑤ 行政組織内での男女共同参画社会推進研修会の開催
  - ⑥ 幅広い住民へ向けた男女共同参画推進講演の開催
- (2) 男女共同参画の推進に関する情報の収集と調査研究
  - ① 男女共同参画に関する調査結果の公表
  - ② 男女共同参画に関する懇談会の開催
  - ③ 男女共同参画に関する意識調査の活用

#### 私たちができること

- 人間としての尊厳を大切にし、暴力的な言動や差別などのないよう常に心がけましょう。
- 学校や職場、家庭や地域で男女がお互いに協力し合うようにしましょう。
- 学習会や研修会、懇談会へ参加し、お互いに語り合うなどして男女共同参画について日頃から関心を持ちましょう。
- 日頃は当たり前になっているような不合理な慣習やしきたりなどを男女共同参画の視点で見直しましょう。

### 2 家庭における男女平等意識の醸成

#### 行政及び関係機関が行うこと

- (1) 男女平等の家庭教育の推進
  - ① すべての住民に男女平等観を育てる家庭教育講座の開催、資料の提供
  - ② 保育園・学校・子育て支援センター等と連携した講演会・研修会の開催
  - ③ 子育て支援センターや介護施設への啓発資料提供
  - ④ 子育て支援センターや介護施設への出前講座
- (2) 相談窓口の充実
  - ① 相談窓口の周知と相談員の充実
  - ② 育児・介護情報の提供
  - ③ 男性が訪れやすい相談窓口や機会の提供
  - ④ 相談員の研修(情報提供と実施)

#### 私たちができること

- 不合理な慣習は見直し、家族みんなで家庭生活全般にわたって協力しましょう。
- 家族はお互いが尊重し合い、話し合いを大切にして思いやり、円満な家庭を作りましょう。
- 自らの働き方を見直すとともに、家事・育児・介護に関する講座やセミナー等に参加し家庭で積極的に実践しましょう。

### 3 子どもの男女平等意識の育成

#### 行政及び関係機関が行うこと

##### (1) 学校・保育園における男女平等意識の育成

- ① 性別にとらわれない個性と能力を伸ばす教育、多様な職業選択や生活設計を可能にする進路指導の推進
- ② 児童・生徒への人権講座などにおける、年齢に応じた男女平等意識をはぐくむ教育

##### (2) 教育行政職員・教職員・保育士・保護者研修の実施

- ① 性別にとらわれない個性と能力を伸ばす教育を推進できるよう、教育に携わる者の研修の実施

#### 私たちができること

- 子どもにとっての男女共同意識の一番の手本は父・母です。思いやりをもった温かい家庭生活を送りましょう。
- 性別にとらわれないで子どもの個性や能力を大切に、子どもの意思を尊重しましょう。
- 母親に負担のかけやすい育児に、父親も積極的に加わり、共に協力して育児をしましょう。
- 健全な社会生活・家庭生活をするために親として広く学びながら、共に責任を持って、育児をしましょう。
- PTA・育成会・地域の活動・町の行事や奉仕活動などには積極的に参加して多くの人との交流を深め、視野を広くしましょう。

### 4 男女平等意識をはぐくむ環境づくり

#### 行政及び関係機関が行うこと

##### (1) 講座・講演会の充実

- ① 人権教育の講座等で、男女共同参画を推進する内容の講演会の実施

##### (2) 男女共同参画指導者の育成

- ① 県などで行う研修会等へ男性を含め参加の推進
- ② 各種団体等の男女共同参画指導者の養成

##### (3) 環境の整備

- ① 積極的に男女共同参画に取り組み、古い男女のしきたり等を問題として取り上げ改善していく
- ② 講座や講演会に参加できない人のためのインターネット・CATV等を利用した各種情報の提供
- ③ 女性団体の社会貢献を尊重し、男女共同参画を推進する団体の育成と連携の支援

#### 私たちができること

- 男女共同参画は女性の問題だけではありません。男性も参加しましょう。
- ひとりの人が、幾つもの審議会や委員会に属して活動することによる負担を軽減させていきましょう。多くの人が役を務めることで、気づきや学びを広く浸透させていきましょう。
- 職場等でも、研修・話し合いの機会を持ち男女平等の意識を醸成していきましょう。
- 出前講座を活用しましょう。
- 地域の役員選出において、女性が選出されやすくなる環境を整備しましょう。



## 基本目標 2 多様な分野への共同参画を進める

### 1 政策・方針決定の場への男女共同参画

#### 行政及び関係機関が行うこと

##### (1) 審議会などへの女性委員の参画

- ① 政策決定過程への女性の参画の拡大
- ② 審議会等\*の女性委員登用の促進目標数値比率 30%以上をめざす
- ③ 広い分野からの人材の登用
- ④ 様々な立場の女性の意見や提案を受ける機会を設け、行政の施策立案に反映させる

##### (2) 管理職などへの女性の登用

- ① 管理職や組織の役員への女性登用
- ② 企業・民間団体等における指導的立場の女性の登用を促進するため、経営者、事業主を対象にした男女平等教育の啓発
- ③ 国・企業等と協力しながらワークライフバランス<sup>注1</sup>のとれた働き方の啓発

#### 私たちができること

- いつも町政やまちづくりに関心を持ち、積極的に発言しましょう。
- 特に女性の参加を促進させましょう。
- 男女共に政策の立案、決定など意思決定の場へ参画するため、学習の機会をとらえ能力を高めましょう。（エンパワーメント<sup>注2</sup>の考え方）
- 町では、女性審議委員等が増え、女性の意見や提案が政策に反映されています。現状に満足することなく今後も女性の意見を反映できる社会を目指しましょう。
- ワークライフバランスのとれた働き方について学び実践していきましょう。

\* 審議会等（政策・方針決定の場への男女共同参画で女性委員 30%を目指す審議会等）

行政委員会	教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会
総務課	人権擁護審議会・交通安全対策委員会・水防協議会・消防委員会 防災会議・国民保護協議会・行政不服審査会
教育委員会	保育園運営審議会・子ども子育て会議・キャリア教育推進協議会・社会教育委員会議・スポーツ推進委員会議・図書館協議会・公民館運営審議会・文化財調査委員会・男女共同参画社会推進懇話会・青少年問題協議会・教育支援委員会・学校給食センター運営委員会
産業振興課	産業振興審議会・林務委員会・営農センター
建設水道課	都市計画審議会・上下水道運営審議会
地域創造課	観光戦略会議・まちなか活性化協議会
企画政策課	基本構想審議会・地方創生戦略推進会議
住民税務課	環境保全審議会
健康福祉課	国民健康保険事業の運営に関する協議会・民生委員推薦会・健康づくり総合推進懇話会・高齢社会等懇話会・地域密着型サービス運営委員会・特別養護老人ホーム入所検討委員会・福祉有償運送運営協議会

## 2 男女共同参画による地域社会づくり

### 行政及び関係機関が行うこと

- (1)地域社会における性別による不合理の是正
- ①女性への偏見や性別役割分担意識等不合理な慣習を改める啓発の充実
  - ②地域の中での男女共同参画啓発を行う
- (2)住民活動への男女共同参画の促進
- ①自治会活動やPTA・社会教育活動など各組織の運営への女性参画の促進
  - ②地域におけるボランティア活動、環境美化、福祉問題、消費者問題、青少年育成等の活動への男女共同参画の促進
  - ③女性の視野を生かした町づくりの推進
  - ④活躍している女性についての情報発信
- (3)地域活動グループの活性化と連携
- ①男女が共同で参画できる地域活動グループ等の育成と支援・連携の促進
  - ②女性の地域リーダーの育成の支援のための講座、研修会の開催
  - ③様々な地域活動を男女が協働して実施できる公民館活動の充実
- (4)国際的視野にたった地域活動の推進
- ①異文化理解のための機会の設定と充実
  - ②国際的視野を持った団体との連携

### 私たちができること

- 自治会活動などに男女共に積極的に参加し、役を引き受けて活動しましょう。
- 地域で子どもを育てるという意識を持ち、声掛けするなどみんなで見守りましょう。
- 多くの人が活動に関わることで、今ある負担を軽減しながら、皆が意見を述べ易く、やりがいを感じられる活動を行っていきましょう。
- 外国から来ている人達と交流を深めて助け合いながら国際的視野を広げましょう。

## 3 女性が働きやすい環境の整備

### 行政及び関係機関が行うこと

- (1)雇用環境の改善
- ①男女雇用機会均等法<sup>(注3)</sup>など、企業に対する労働関係、法令の周知・啓発
  - ②女性労働者が妊娠・出産後も安心して働けるよう制度の周知・啓発
- (2)農業等に従事する女性の活動への支援
- ①家族経営協定<sup>(注4)</sup>締結の推進
  - ②グループ育成支援とグループからの起業化及び連携の支援
- (3)職業能力の開発・職業訓練の充実
- ①再雇用のための職業訓練の場の支援
  - ②相談窓口のPR
- (4)就労に関する情報提供の充実
- ①女性が働きやすい環境をつくるための、経営指導や経営相談の案内
  - ②女性の起業に関する情報提供の充実
  - ③国や上部団体と連携しながらの企業訪問

### 私たちができること

- 男女共に、出産・育児・介護などで就労が困難になる場合があります。育児・介護休暇や福祉の制度などを有効に活用しましょう。
- 職場では男女ともに気持ちよく働けるような環境づくりに努めましょう。
- 男女共に個性や能力を発揮できるような職場づくりのために、役割分担を見直し、改善しましょう。
- 身分保障の確立のための学習会等へ参加しましょう。
- 家族経営協定締結を行い、家庭内での女性の地位向上に努めましょう。

## 4 多様な選択を可能にする環境の整備

### 行政及び関係機関が行うこと

#### (1) 男女がともに責任を担う家庭生活の奨励

- ① 家庭内(親子・夫婦)で、互いの人格を尊重し支えあえるような家庭をつくる学習の機会の継続
- ② 育児休業<sup>(注5)</sup> 介護休暇<sup>(注6)</sup>等の男性の取得を促進するための啓発
- ③ 家庭の日<sup>(注7)</sup>の普及と充実の促進

#### (2) 多様化する個人・家庭に対する理解の支援

- ① 地域における子どもの育成支援
- ② 家庭教育等相談体制の充実

#### (3) 育児環境の整備

- ① 育児休業制度の普及と定着のため、企業等への啓発
- ② 性別を問わない育児休業取得と復帰後の職場環境整備の啓発
- ③ 多様な保育ニーズへの対応

#### (4) 介護・看護環境の整備

- ① 「介護・看護は女性がするもの」という意識を改めるための教育
- ② 介護休暇・看護休暇<sup>(注8)</sup>が男女とも取得できるための普及啓発活動
- ③ 地域において互いに助け合う体制づくり

### 私たちができること

- 育児休暇・介護休暇等について学び、確実な実施に努めましょう。
- 男女雇用機会均等法を遵守しましょう。
- 差別のない適正な能力評価を実施しましょう。
- 差別のない役職への登用、配置、賃金支給に努めるなどポジティブ・アクション<sup>(注9)</sup>の取り組みを推進しましょう。
- 各地区の子ども広場等のボランティアに参加しながら地域の子育てを支援しましょう。
- 育児や介護など困っている人がいたら声かけをし、行政のサービス等を活用する提案をしましょう。





## 基本目標3 生涯を通して安心できる暮らしを実現する

### 1 あらゆる暴力の根絶

#### 行政及び関係機関が行うこと

- (1)あらゆる暴力を根絶するための基盤づくり
  - ①人権尊重意識の育成
  - ②男女間や、性的マイノリティ(LGBT)<sup>(注 10)</sup>への暴力根絶に関する意識啓発や、学習機会の充実
- (2)関係機関及び救済機関との連携強化
  - ①相談先・通報先の周知
  - ②関係機関・救済機関との連携

#### 私たちができること

- 家庭の中でも暴力は人権を犯している犯罪であることを自覚し、思いやりのある円満な家庭をつくりましょう。
- 男女が共に性を尊重し、お互いを思いやる心で接しましょう。
- あなたの身の回りで、さまざまな暴力や差別した言動がなかったか振り返ってみましょう。
- さまざまな虐待や差別的言動などで困っている場合、また周囲で見聞きした場合は関係機関に相談しましょう。
- ドメスティック・バイオレンス(DV)<sup>(注11)</sup>や性についての正しい知識を子どもたちに伝え、自分を大切に、相手を尊重する心を育てましょう。

### 2 とともに生きる社会づくり

#### 行政及び関係機関が行うこと

- (1)生涯にわたる性に対する正しい理解の啓発
  - ①男女共同参画の視点を理解する学習機会の提供
  - ②家庭・学校・地域社会での、それぞれの年齢に応じた性教育の充実
  - ③青少年に悪影響を与える恐れのある商品やサービスの排除
  - ④性的マイノリティへの理解と環境整備
- (2)生涯をとおしての性差に応じた健康教育
  - ①男女それぞれのライフステージ<sup>(注 12)</sup>にあわせた性に関する健康問題の理解と周知

#### 私たちができること

- 性別にとらわれないで子どもの個性や能力を大切に、子どもの意思を尊重しましょう。
- 健全な社会生活・家庭生活をするために親として広く学びながら、共に責任を持って育児をしましょう。
- 性的マイノリティに対する正しい知識を持つと共に、抱えている困難等についても理解し寄り添った適切な対応を心がけましょう。

### 3 防災における男女共同参画の推進

#### 行政及び関係機関が行うこと

- (1)防災における男女共同参画の推進
  - ①災害時の事前の備え、避難所の運営、被災者支援等において、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制づくり
  - ②女性防災リーダーの育成

#### 私たちができること

- 過去の災害において男女共同参画の視点が欠けがちだったことを学び、互いに助け合って行動できるように努めましょう。

## 2018 男女共同参画実態調査の結果

平成30年9月に町全域を対象に男女年代別区分で無作為抽出により実施したアンケート結果を飯島町ホームページに掲載していますのでご覧ください。

飯島町ホームページ URL <http://www.town.iijima.lg.jp>

または

ホームページ検索 飯島町 男女共同参画 で検索

## 20 歳 40 歳 60 歳男女共同参画アンケート結果

20歳は平成22年から成人式の会場で、40歳60歳については平成28年から同窓会場で男女共同参画アンケートを取らせていただいています。こちらの集計結果についてもホームページをご覧ください。

飯島町ホームページ URL <http://www.town.iijima.lg.jp>

または

ホームページ検索 飯島町 男女共同参画 で検索

## SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs「エスディーゼズ」と読みます。

2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標です。（その下に、169のターゲット、232の

指標が決められている）。



### 目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。

- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

## 用語について

### 注 1：ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」。国民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、育児期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

### 注 2：エンパワーメント

男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的にその力を発揮し、行動していくこと。

連携して行動することによって自分たちの置かれた不利な状況を変えていこうとする考え

### 注 3：男女雇用機会均等法

雇用の分野において男女の均等な機会および待遇の確保を目的として制定された法律。募集・採用・昇進・定年等、雇用管理全般において、事業主が性別を理由に差別することや、婚姻、妊娠・出産を理由として女性に不利益な扱いをすることを禁止しています。また、セクシャルハラスメント対策を事業主に義務付け、母性健康管理措置や、労働者と事業主との間に紛争が生じた場合の救済措置などを定めています。

### 注 4：家族経営協定

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境などについて、家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。

### 注 5：育児休業

育児・介護休業法に基づき、従業員（日々雇用者を除く、男女ともに一定の条件を満たすもの）は、事業主に申し出ることにより、子の1歳の誕生日前日まで、原則1回に限り、育児休業をすることができます。（さらに、一定の条件を満たした場合に限り取得期間の延長や、休業を延長することができます。）

### 注 6：介護休暇

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う従業員は、事業主に申し出ることにより対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。

注 7：家庭の日

家庭は社会を形成する基本的な単位で、家庭が安定しているところでは、社会全体の秩序も安定し、人々が安心して生活できる社会となります。そのために、家庭のなごやかな話し合いを通じて家族全員の意思の疎通と感情の融和をはかり、お互いに理解しあうことが大切です。県でも毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め取り組んでいます。

注 8：看護休暇

小学校就学前までの子を養育する従業員は、事業主に申し出ることにより、小学校就学前までの子が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。この休暇は、病気やけがをした子の看護を行うためや、子に予防接種または健康診断を受けさせるために利用することができます。

注 9：ポジティブアクション

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供する等により、実質的な機会均等を実現する事を目的として講じる暫定的な措置のこと。

注 10：LGBT

レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字をとったもので、性的マイノリティの総称として使われます。

注 11：DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のこと。

《暴力の形態》

- ・身体的なもの：殴る、蹴る、物を投げつけるなど
- ・精神的なもの：無視する、大声で怒鳴る、外出を制限するなど
- ・経済的なもの：生活費を渡さないなど
- ・性的なもの：性行為の強要、避妊に協力しないなど

注 12：ライフステージ

人間の一生で、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、それぞれの段階のこと

## 推進体制の整備

### 1 男女共同参画社会推進懇話会の開催

社会の変化に対応し、「男女共同参画社会推進懇話会」を開催し、計画の推進や実践活動について検討します。

### 2 庁内男女共同参画社会推進会議の開催

この計画を推進するため、庁内会議を開催し、行政内部の総合調整を図ります。

### 3 町民の理解の促進と参加体制の充実

計画推進に住民の意見が反映される体制をつくり、住民が主体となった男女共同参画社会の実現にむけて住民意識の啓発と理解の促進を図ります。

### 4 総合計画他各種関連計画への反映

男女共同参画の視点にたつて、総合計画や行政各分野における諸計画を策定し、事業を進めます。

### 5 関係機関との連携

国・県との連携をとりながら、情報提供・各種事業などの推進をします。

### 6 財源の確保

計画に必要な財源の確保に努めます。

相談窓口

■男女共同参画に関すること

飯島町教育委員会 生涯学習係	0265-86-3111	土日祝を除く 8:30~17:15
男女共同参画センター“あいとぴあ”	0266-22-8822	火~土 8:30~17:00
県庁 県民文化部人権・男女共同参画課	026-235-7102	月~金 8:30~17:15

■人権に関すること

長野法務局人権擁護課	026-235-6634	土日祝を除く 8:30~17:15
長野法務局 伊那支局	0265-78-3462	土日祝を除く 8:30~17:15

■女性の人権、暴力、性犯罪に関する相談

飯島町役場 健康福祉課	0265-86-3111	土日祝を除く 8:30~17:15
児童虐待・DV24時間ホットライン	026-219-2413	24時間対応
女性の人権ホットライン（法務省）	0570-070-810	月~金 8:30~17:15
女性被害犯罪ダイヤル110番 （長野県県警 捜査第一課）	026-234-8110	24時間対応
長野県女性相談センター	026-235-5710	土日祝を除く 8:30~17:15
伊那福祉事務所（女性相談員在住）	0265-76-6811	土日祝を除く 8:30~17:15

■母子家庭・育児中の女性に対する就業相談

上伊那地域振興局商工観光課	0265-76-6832	土日祝を除く 8:30~17:15
---------------	--------------	----------------------

■40代前半までの若年失業者、無業者、フリーター、学生に対する就職相談

ジョブカフェ信州 松本センター	0263-39-2250	月~金 8:30~18:30
-----------------	--------------	-------------------

■職場における女性差別・セクハラに関すること

長野労働局 雇用均等室	026-227-0125	土日祝を除く 8:30~17:15
-------------	--------------	----------------------



## ■男性のための相談

男女共同参画センター“あいとぴあ”	0266-22-7111	毎週金曜日 17:00~19:00
-------------------	--------------	----------------------

## ■子どもに関すること（虐待、いじめ、不登校、体罰、育児及び子ども家庭相談）

飯島町子育て支援センター	0265-86-8131	土日祝を除く 8:30~17:15
児童虐待・DV24時間ホットライン	026-219-2413	24時間対応
子どもの人権110番（全国共通・無料）	0120-007-110	土日祝を除く 8:30~17:15
児童相談所（飯田）	0265-25-8300	土日祝を除く 8:30~17:15

## ■高齢者（介護）に関すること

飯島町地域包括支援センター （飯島町役場内）	0265-86-3111	土日祝を除く 8:30~17:15
---------------------------	--------------	----------------------



# 男女共同参画

## 男女共同参画のシンボルマーク

平成21年に内閣府男女共同参画局で男女共同参画のシンボルマークとして作成されました。このマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、ともに歩いていけたらという願いが込められています。

## 策定の経過

期 日	事 業	内 容
7月17日	第1回男女共同参画社会推進懇話会幹事会	事業計画、プラン4の検証、プラン5について等
7月30日	第1回男女共同参画社会推進懇話会	事業計画、プラン4の検証、プラン5について等
8月	男女共同参画実態調査	20代～70代の意識調査
9月27日	第2回男女共同参画社会推進懇話会	男女共同参画プラン5について、男女共同参画アンケート結果について他
11月20日	第3回男女共同参画社会推進懇話会	素案について
12月17日	議会社会文教委員との懇談	素案について
12月21日	定例教育委員会	素案について
1月9日～ 28日	パブリックコメント実施	男女共同参画プラン5について
3月4日	男女共同参画プラン5決定	庁議
3月20日	男女共同参画プラン5計画策定 議会報告	男女共同参画プラン5について

## 飯島町男女共同参画社会推進懇話会

役 職	氏 名	選出区分(所属する機関・団体等)
委員長	久保田 省吾	知識経験者
副委員長	鈴木 富美	教育委員
	本島 佳代子	人権擁護委員
	湯澤 敏子	民生児童委員
	齋藤 礼子	いいちゃんまちづくり連絡協議会
	竹内 栄一	公民館長
	下島 恭子	知識経験者
	松村 まゆみ	知識経験者